

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年6月28日

京都市長 榊本頼兼

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 工事名称

フェンス設置工事

### (2) 工事場所

3・3・5中山石見線他 京都市西京区大原野石見町他地内

### (3) 工事概要

フェンス設置工事 1式

ア フェンス（高さ1,800ミリメートル）設置工事 延べ183メートル

イ フェンス（高さ1,000ミリメートル）設置工事 延べ240メートル

ウ 門扉設置工事 4基

エ フェンス撤去工事 延べ140メートル

### (4) 工期

契約の日から平成20年3月14日まで

### (5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内で支払うこととする。ただし、前払金の支払限度額は、3億円とする。

イ 部分払 なし

## 2 入札までの手続

- (1) 3の入札参加資格に関する事項について、4の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。
- (2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。
- (3) 当該有資格者に対して設計図書を貸与し、入札を行う。
- (4) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一名義人のもの又は受任者がいる場合には受任者の名義のもので、かつ、落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

イ 入札端末機利用者カード（京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市理財局財務部調度課（以下「調度課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

### 3 入札参加資格に関する事項

本件一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日の前日において現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）であって、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した日（(4)にあっては、提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間）において次に掲げるす

すべての条件を満たす者

- (1) 本市内に本店を有すること。
- (2) 「競争入札参加資格審査（工事）」のフェンス工事種目に平成16年度以前から登録されていること。

なお、平成19年2月14日に開札を執行した「一・三・25 鴨川東岸線他フェンス設置（その3-2）工事」の落札者は除く。

- (3) 主任技術者を専任で1名以上配置し得ること。

なお、配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ、本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

- (4) 本件入札に係る申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認までの期間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

- (5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

#### 4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(3)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

また、当該技術者については、本件入札参加資格確認申請時において、他の工事に配置されておらず、かつ申請時以降、落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる

る者を配置すること，及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(2) 申請書等交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市理財局財務部調度課工事契約担当

(電話075-222-3313)

(イ) 期間

公告の日から平成19年7月6日(金)正午まで。ただし、京都市の休日  
を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで(ただし正  
午から午後1時までを除く。)とする。

イ インターネットからのダウンロード

調度課のホームページに、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書等  
を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4版の帳票と  
して印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法

端末機利用者は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出  
すること。

インターネット利用者は、4(2)ア(イ)の期間内に、京都市電子入札システムの本  
件に係る一般競争入札参加資格確認申請書(以下「電子入札システムの申請書」  
という。)に必要事項を入力の上、4(1)イに掲げる書類をワード、エクセル

(Office2003で扱えること。)又はPDFファイル(Adobe Reader7.0で扱えること。)にして添付し、電子証明書を添えて京都市電子入札システムに送信すること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、申請書等を持参する者は、正午から午後1時までを除く。)とする。

#### (4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は設計図書を貸与するので、資格確認通知後、4(2)ア(7)の場所で速やかに交付を受けること。

##### ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

##### イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

##### ウ 通知予定期日

平成19年7月11日(水)

##### エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成19年7月13日(金)午後5時までに、その旨記載した書面を4(2)ア(7)の場所まで持参し提出すること。

#### 5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

## 6 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(4)に示した方法により入札すること。
- (2) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。  
また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(i)に定める期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者(4(2)アの場所及び期間内に4(1)の申請書等を別途提出し、入札参加資格があると認められた者に限る。)は、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと)。
- (3) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。

- (4) 落札価格は、入札金額に100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。
- (5) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることができない。
- (6) 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (7) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号（法人にあっては名称）、予定価格及び最低制限価格を入札の前に公表する。
- (8) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

## 7 入札期間及び開札日時等

### (1) 入札期間

平成19年7月20日（金）、23日（月）及び24日（火）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

### (2) 開札日時

平成19年7月25日（水）午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札した旨を開札日の午後5時までに、以下のとおり通知する。

#### ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

#### イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。



(3) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者である場合

平成19年7月26日(木)午前9時から同年7月30日(月)午後5時まで(ただし、休日を除く。)の期間に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。

ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、平成19年7月30日(月)午後5時までに、その旨記載した書面を4(2)ア(7)の場所まで持参し提出すること。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成19年7月26日(木)午後1時から4(2)ア(7)の場所で閲覧に供し、あわせて調度課のホームページにおいて公表する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

9 入札の無効

規則第6条の2各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札、予定価格を上回る価格の入札及び

最低制限価格を下回る価格の入札は無効とする。

## 10 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 4(2)ア(7)に同じ。
- (5) 設計図書の内容に関する質問は受け付けない。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。
  - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
  - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(理財局財務部調度課)